

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第二項において準用する同法第十八条第一項の規定によつて、三次圏都市計画道路三・四・二〇一号三良坂駅前線を変更しようとするので、同法第二十一条第二項において準用する同法第十七条第一項の規定によつて、都市計画の案を縦覧に供する。

なお、この都市計画の案については、縦覧期間満了の日までに広島県に意見書を提出することができる。

平成二十三年十二月十五日

広島県知事 湯 崎 英 彦

一 都市計画の種類及び名称

三次圏都市計画道路三・四・二〇一号三良坂駅前線

二 都市計画を変更する土地の区域

三次市三良坂町三良坂字下郷、三良坂字久松、三良坂字和田

三 都市計画の案の縦覧場所

広島県都市局都市政策課、三次市建設部都市整備課

四 縦覧期間

平成二十三年十二月十五日から平成二十四年一月四日まで